

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

高知県人事委員会規則	ページ
◎平成21年12月に支給する期末手当における特例措置に関する規則	1
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	2
◎期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	2
◎特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	2
◎県立学校職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	3
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	4
◎給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則	4
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	5
◎平成19年4月1日における特定の職務の級の切替え等に関する規則の一部を改正する規則	5

人事委員会規則

平成21年12月に支給する期末手当における特例措置に関する規則をここに公布する。

平成21年11月30日(掲示済)

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第52号

平成21年12月に支給する期末手当における特例措置に関する規則

(趣旨)

第1条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年高知県条例第74号。以下「職員の改正条例」という。)附則第2項及び第3項、公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年高知県条例第75号。以下「公立学校職員の改正条例」という。)附則第2項及び第3項並びに警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年高知県条例第76号。以下「警察職員の改正条例」という。)附

則第2項及び第3項の規定による平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置については、この規則の定めるところによる。

(減額改定対象職員となった者の職員の改正条例附則第2項第1号等の給料等の月額の算定の基準となる日の特例)

第2条 職員の改正条例附則第2項第1号、公立学校職員の改正条例附則第2項第1号及び警察職員の改正条例附則第2項第1号の人事委員会規則で定めるものは、平成21年4月1日から同年12月1日(同月に支給する期末手当について職員の改正条例第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第34号)第21条第1項後段若しくは第26条第6項、公立学校職員の改正条例第1条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第37号)第22条第1項後段若しくは第27条第6項又は警察職員の改正条例第1条の規定による改正後の警察職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第15号)第21条第1項後段若しくは第26条第7項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。)までの期間において、職員から人事交流等により引き続いて期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和38年高知県人事委員会規則第31号。以下「期末勤勉規則」という。)第6条第1項各号に掲げる者となり、引き続き同項各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となった者であって、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により同項各号に掲げる者として勤務した期間であるものとする。

2 職員の改正条例附則第2項第1号、公立学校職員の改正条例附則第2項第1号及び警察職員の改正条例附則第2項第1号の人事委員会規則で定める日は、平成21年4月2日(同日から基準日までの期間において新たに職員となった日(当該期間において、職員が人事交流等により引き続いて期末勤勉規則第6条第1項各号に掲げる者となり、引き続き同項各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となった場合における当該日を除く。)がある場合は、当該日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日)から基準日までの期間における減額改定対象職員(職員の改正条例附則第2項第1号、公立学校職員の改正条例附則第2項第1号又は警察職員の改正条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員をいう。以下同じ。)となった日のうち最も早い日とする。

(在職しなかった期間等がある職員の職員の改正条例附則第2項第1号等の月数の算定)

第3条 職員の改正条例附則第2項第1号、公立学校職員の改正条例附則第2項第1号及び警察職員の改正条例附則第2項第1号の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

(1) 職員として在職しなかった期間(基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であって、平成21年4月1

日から基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続いて期末勤勉規則第6条第1項各号に掲げる者となり、引き続き同項各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における同項各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含む。)

(2) 休職期間(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項又は職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例(昭和26年高知県条例第41号)第1条の2の規定により休職にされていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。)をいう。)、専従休職期間(地方公務員法第55条の2第1項ただし書の規定による許可を受けていた期間をいう。)、大学院修学休業期間(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間をいう。)、外国派遣期間(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例(昭和63年高知県条例第1号)第2条第1項の規定により派遣されていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。)をいう。)、育児休業期間(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定により育児休業をしていた期間をいう。)又は公益的法人等派遣期間(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年高知県条例第51号)第2条第3項第1号に規定する職員派遣(第6条において「職員派遣」という。)をされていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。)をいう。)

(3) 停職期間(地方公務員法第29条の規定により停職にされていた期間をいう。)

(4) 職員の育児休業等に関する条例(平成4年高知県条例第1号。第6号において「育児休業条例」という。)第25条、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年高知県条例第45号)第16条第3項若しくは第18条第4項、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年高知県条例第46号)第16条第3項若しくは第18条第4項又は警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年高知県条例第47号)第16条第3項の規定により給与を減額された期間

(5) 職員の給与に関する条例第14条、公立学校職員の給与に関する条例第17条又は警察職員の給与に関する条例第14条の規定により給与を減額された期間

(6) 育児休業条例第17条に規定する育児短時間勤務職員等として在職した期間

(7) 減額改定対象職員以外の職員であった期間

2 職員の改正条例附則第2項第1号、公立学校職員の改正条例附則第2項第1号及び警察職員の改正条例附則第2項第1号の人事委員会規則で定める月数は、平成21年4月から同年11月ま

での各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

- (1) 前項第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号に掲げる期間のある月
- (2) 前項第3号又は第5号に掲げる期間のある月（前号に該当する月を除く。）であって、その月について支給された給料の額が職員の改正条例附則第2項第1号、公立学校職員の改正条例附則第2項第1号又は警察職員の改正条例附則第2項第1号に規定する合計額に100分の0.17を乗じて得た額（第7条において「附則第2項第1号基礎額」という。）に満たないもの
(職員の改正条例附則第2項第2号等に掲げる額を調整額に含めない職員)

第4条 職員の改正条例附則第2項第2号、公立学校職員の改正条例附則第2項第2号及び警察職員の改正条例附則第2項第2号の人事委員会規則で定める者は、平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者のうち、同日から基準日までの期間引き続き在職した者（当該期間において、職員から人事交流等により引き続いて期末勤勉規則第6条第1項各号に掲げる者となり、引き続き同項各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となった者であって、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により同項各号に掲げる者として勤務した期間であるものを含む。）以外の者とする。

（企業職員等であった者から引き続き新たに職員となった者等についての特例）

第5条 職員の改正条例附則第3項及び同項の規定により読み替えて適用する職員の改正条例附則第2項、公立学校職員の改正条例附則第3項及び同項の規定により読み替えて適用する公立学校職員の改正条例附則第2項並びに警察職員の改正条例附則第3項及び同項の規定により読み替えて適用する警察職員の改正条例附則第2項の人事委員会規則で定める者は、期末勤勉規則第6条第1項に掲げる者であって減額改定対象職員であるもの並びに同項第2号及び第3号に掲げる者（第3項において「企業職員等」という。）とする。

2 職員の改正条例附則第3項、公立学校職員の改正条例附則第3項及び警察職員の改正条例附則第3項の人事委員会規則で定めるものは、人事交流等により新たに職員となった者とする。

3 職員の改正条例附則第3項の規定により読み替えて適用する職員の改正条例附則第2項、公立学校職員の改正条例附則第3項の規定により読み替えて適用する公立学校職員の改正条例附則第2項及び警察職員の改正条例附則第3項の規定により読み替えて適用する警察職員の改正条例附則第2項の権衡を考慮して人事委員会規則で定める額は、平成21年4月2日から基準日までの間における職員と他の条例適用職員（期末勤勉規則第6条第1項第1号に掲げる者をいう。以下この項において同じ。）と企業職員等との間の人事交流等がなく、引き続き職

員、他の条例適用職員又は企業職員等として基準日まで在職したものとして、当該職員、当該他の条例適用職員又は当該企業職員等に係る給与に関する条例又は規程の職員の改正条例附則第2項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額とする。

（特定の職員の平成21年12月に支給する期末手当の特例）

第6条 平成21年4月2日から基準日までの間に職員派遣から職務に復帰した職員その他の職員で、任命権者が部内の他の職員との権衡上特に必要があると認める職員については、任命権者が人事委員会と協議して、その者に平成21年12月に支給する期末手当の額について必要な調整を行うことができる。

（端数計算）

第7条 附則第2項第1号基礎額又は職員の改正条例附則第2項第2号、公立学校職員の改正条例附則第2項第2号若しくは警察職員の改正条例附則第2項第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（雑則）

第8条 この規則に定めるもののほか、平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月30日（掲示済）

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第53号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第5の6の表中「11,800円」を「11,700円」に改め、同表の7の表中「9,000円」を「8,900円」に、「11,100円」を「11,000円」に改め、同表の8の表中「12,500円」を「12,400円」に改める。

附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月30日（掲示済）

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第54号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年高知県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「各任命権者」を「任命権者」に改め、同項第1号中「100分の86以上100分の145以下」を「100分の76.5以上100分の130以下」に、「100分の111以上100分の185以下」を「100分の107.5以上100分の180以下」に改め、同項第2号中「100分の78.5以上100分の86未満」を「100分の70以上100分の76.5未満」に、「100分の101以上100分の111未満」を「100分の98以上100分の107.5未満」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の71」を「100分の63.5」に、「100分の91」を「100分の88.5」に改める。

附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月30日（掲示済）

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第55号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和45年高知県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項に次の1号を加える。

(4) 前項各号に定める日が平成21年4月1日から同年11月30日までの間にある職員（その日に減額改定対象職員（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年高知県条例第74号）附則第2項第1号又は警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年高知県条例第76号）附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員をいう。次条第3項第4号において同じ。）であった者に限る。）前項中「受けた給料及び」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年高知県条例第74号。以下この項において「平成21年改正職員の条例」という。）第1条の規定による改正後の職員の条例又は警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年高知県条例第76号。以下この項において「平成21年改正警察職員の条例」という。）第1条の規定による改正後の警察職員の条例の規定、平成21年改正職員の条例第4条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年高知県条例第95号）附則第12項から第14項まで又は平成21年改正警察職員の条例第4条の規定による改正後の警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する

条例（平成17年高知県条例第98号）附則第15項から第17項までの規定及び平成21年改正職員の条例第5条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年高知県条例第51号）附則第3項若しくは第4項又は平成21年改正警察職員の条例第5条の規定による改正後の警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年高知県条例第63号）附則第3項若しくは第4項の規定によるものとした場合の給料の月額並びに同日に受けた」とする。

第2条第4項第1号中「、「受けた」と「受けた」と「とする」を「と、前項第4号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに」とあるのは「を同日における職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第45号）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数又は警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第47号）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額並びに」とする」に改め、同項第2号中「前項各号」を「前項第1号から第3号まで」に、「、「、「給料」を「、「、「給料」に、「とする」を「と、前項第4号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに」とあるのは「に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第45号）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数又は警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第47号）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに」とする」に改め、同項第3号中「、「受けた」と「受けた」と「とする」を「と、前項第4号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに」とあるのは「を同日における職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第45号）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数又は警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第47号）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額並びに」とする」に改める。

第3条第3項各号中「及び警察職員の条例」を「又は警察職員の条例」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 職員の条例第13条の3第1項又は警察職員の条例第13条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日が平成21年4月1日から同年11月30日までの間にある職員（その日に減額改定対象職員であった者に限る。）前項中「受けた給料及び」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年高知県条例第74

号。以下この項において「平成21年改正職員の条例」という。）第1条の規定による改正後の職員の条例又は警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年高知県条例第76号。以下この項において「平成21年改正警察職員の条例」という。）第1条の規定による改正後の警察職員の条例の規定、平成21年改正職員の条例第4条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年高知県条例第95号）附則第12項から第14項まで又は平成21年改正警察職員の条例第4条の規定による改正後の警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年高知県条例第98号）附則第15項から第17項までの規定及び平成21年改正職員の条例第5条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年高知県条例第51号）附則第3項若しくは第4項又は平成21年改正警察職員の条例第5条の規定による改正後の警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年高知県条例第63号）附則第3項若しくは第4項の規定によるものとした場合の給料の月額並びに職員の条例第13条の3第1項又は警察職員の条例第13条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日に受けた」とする。

第3条第4項第1号中「、「受けた」と「受けた」と「とする」を「と、前項第4号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに」とあるのは「に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第45号）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数又は警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第47号）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに」とする」に改め、同項第3号中「、「受けた」と「受けた」と「とする」を「と、前項第4号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに」とあるのは「を同日における職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第45号）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数又は警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第47号）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額並びに」とする」に改める。

中「、「受けた」と「受けた」と「とする」を「と、前項第4号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに」とあるのは「に職員の条例第13条の3第1項又は警察職員の条例第13条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日」とあるのは「を職員の条例第13条の3第1項又は警察職員の条例第13条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第45号）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数又は警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第47号）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額並びに同日」とする」に改める。

附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

~~~~~

県立学校職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月30日（掲示済）

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

## 高知県人事委員会規則第56号

### 県立学校職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

県立学校職員の特地勤務手当等に関する規則（昭和50年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項に次の1号を加える。

(4) 前項各号に定める日が平成21年4月1日から同年11月30日までの間にある職員（その日に減額改定対象職員（公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年高知県条例第75号）附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員をいう。次条第3項第4号において同じ。）であった者に限る。）前項中「受けた給料及び」とあるのは、「係る給料について公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年高知県条例第75号。以下この項において「平成21年改正公立学校職員の条例」という。）第1条の規定による改正後の公立学校職員の条例の規定、平成21年改正公立学校職員の条例第3条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年高知県条例第97号）附則第11項から第13項までの規定及び平成21年改正公立学校職員の条例第4条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例の一部を改

正する条例（平成18年高知県条例第62号）附則第3項又は第4項の規定によるものとした場合の給料の月額並びに同日に受けていた」とする。

第3条第4項第1号中「、「受けていた」を「「受けていた」に、「とする」を「と、前項第4号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに」とあるのは「を同日における公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額並びに」とする」に改め、同項第2号中「前項各号」を「前項第1号から第3号まで」に、「、「給料」を「、「給料」に、「とする」を「と、前項第4号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに」とあるのは「に公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに」とする」に改め、同項第3号中「、「受けていた」を「「受けていた」に、「とする」を「と、前項第4号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに」とあるのは「を同日における公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額並びに」とする」に改める。

第4条第3項に次の1号を加える。

(4) 公立学校職員の条例第16条の3第1項に規定する異動又は県立学校の移転の日が平成21年4月1日から同年11月30日までの間にある職員（その日に減額改定対象職員であった者に限る。）前項中「受けている給料及び」とあるのは、「係る給料について公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年高知県条例第75号。以下この項において「平成21年改正公立学校職員の条例」という。）第1条の規定による改正後の公立学校職員の条例の規定、平成21年改正公立学校職員の条例第3条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年高知県条例第97号）附則第11項から第13項までの規定及び平成21年改正公立学校職員の条例第4条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年高知県条例第62号）附則第3項又は第4項の規定によるものとした場合の給料の月額並びに公立学校職員の条例第16条の3第1項に規定する異動又は県立学校の移転の日に受けていた」とする。

第4条第4項第1号中「、「受けていた」を「「受けていた」に改め、「（職員が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた県立学校に勤務することとなった場合（人事委員会が定める日）」を削

り、「とする」を「と、前項第4号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに公立学校職員の条例第16条の3第1項に規定する異動又は県立学校の移転の日」とあるのは「を公立学校職員の条例第16条の3第1項に規定する異動又は県立学校の移転の日における公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例

（平成6年高知県条例第46号）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額並びに同日」とする」に改め、同項第2号中「前項各号」を「前項第1号から第3号まで」に、「、「給料」を「、「給料」に、「とする」を「と、前項第4号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに」とあるのは「に公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに」とする」に改め、同項第3号中「、「受けていた」を「「受けていた」に改め、「（職員が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた県立学校に勤務することとなった場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日前の人事委員会が定める日）」を削り、「とする」を「と、前項第4号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに公立学校職員の条例第16条の3第1項に規定する異動又は県立学校の移転の日」とあるのは「を公立学校職員の条例第16条の3第1項に規定する異動又は県立学校の移転の日における公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額並びに同日」とする」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月30日（掲示済）

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

#### 高知県人事委員会規則第57号

##### 職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則（平成18年高知県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「次項において」を「以下」に、「経過措置基準額」を「経過措置基準額（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年高知県条例第74号。以下この項において「職員の改正条例」という。）、公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年高知県条例第75号。以下この項において「平成21年公立学校職員改正条例」という。）及び警察職員の給与に関する

例等の一部を改正する条例（平成21年高知県条例第75号。以下この項において「公立学校職員の改正条例」という。）及び警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年高知県条例第76号。以下この項において「警察職員の改正条例」という。）の施行の日（以下この項において「基準日」という。）において職員の改正条例附則第2項第1号、公立学校職員の改正条例附則第2項第1号又は警察職員の改正条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）である者（平成18年3月31日に次項第3号ア及びイに掲げる場合に該当することとなったとした場合（次項第3号ア及びイに掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用職員となった者にあっては、平成18年3月31日に新たに給料の調整額適用職員となり、同日に同号ア及びイに掲げる場合に該当することとなったとした場合）に基準日において減額改定対象職員である者となることとなる者を含む。）にあっては、当該経過措置基準額に100分の99.83を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。以下この項において同じ。）」に、「その差額」を「当該調整基本額と経過措置基準額との差額」に改め、附則第5項第3号中「第4条第1項第5号」を「第4条第1項第6号」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月30日（掲示済）

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

#### 高知県人事委員会規則第58号

##### 給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成18年高知県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

(7) 切替日以降に職員の改正条例附則第12項から第14項まで、公立学校職員の改正条例附則第11項から第13項まで又は警察職員の改正条例附則第15項から第17項までの規定による給料を支給される職員でなくなった職員

第4条第1項中「に達しないこととなるもの」を「（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年高知県条例第74号。以下この項において「平成21年職員改正条例」という。）、公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年高知県条例第75号。以下この項において「平成21年公立学校職員改正条例」という。）及び警察職員の給与に関する

条例等の一部を改正する条例（平成21年高知県条例第76号。以下この項において「平成21年警察職員改正条例」という。）の施行の日（以下「基準日」という。）において平成21年職員改正条例附則第2項第1号、平成21年公立学校職員改正条例附則第2項第1号又は平成21年警察職員改正条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員（以下「減額改定対象職員」という。）である者（基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員を除き、基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員であって切替日の前日に当該異動があったものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるものを含む。次項において同じ。）にあっては、当該額に100分の99.83を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（前条第7号に掲げる職員（第1号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）及び第1号に掲げる場合に該当することとなった職員であって切替日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があつたものとした場合（切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あつたものとした場合。以下この条において同じ。）に同条第7号に掲げる職員に該当することとなるものを除く。）」に改め、同項第1号中「（切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あつたものとした場合）」を削り、同項第4号イ中「給料月額」を「給料月額に相当する額」に改め、同条第2項中「に達しないこととなるもの」を「（基準日において減額改定対象職員である者にあっては、当該額に100分の99.83を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（前条第7号に掲げる職員（前項第1号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）及び同項第1号に掲げる場合に該当することとなった職員であって切替日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があつたものとした場合に同条第7号に掲げる職員に該当することとなるものを除く。）」に改め、同条第3項中「給料月額に」を「給料月額（基準日において減額改定対象職員である者にあっては、当該給料月額に100分の99.83を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）」に改める。

第5条第1項中「に達しないこととなるもの」を「。以下この項において同じ。」（基準日において減額改定対象職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるものにあっては、当該相当する額に100分の99.83を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（第3条第7号に掲げる職員及

び切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同号に掲げる職員に該当することとなる職員を除く。）」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月30日（掲示済）

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

#### 高知県人事委員会規則第59号

##### 職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則（平成19年高知県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「、その額」を「、当該経過措置基準額」に、「得た額」を「得た額。以下この項において同じ。」（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年高知県条例第74号。以下この項において「職員の改正条例」という。）、公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年高知県条例第75号。以下この項において「公立学校職員の改正条例」という。）及び警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年高知県条例第76号。以下この項において「警察職員の改正条例」という。）の施行の日において職員の改正条例附則第2項第1号、公立学校職員の改正条例附則第2項第1号又は警察職員の改正条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員である者にあっては、当該経過措置基準額に100分の99.83を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。以下この項において同じ。）」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

平成19年4月1日における特定の職務の級の切替え等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月30日（掲示済）

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

#### 高知県人事委員会規則第60号

##### 平成19年4月1日における特定の職務の級の切替え等に関する規則の一部を改正する規則

平成19年4月1日における特定の職務の級の切替え等に関する規則（平成19年高知県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「給料の額」を「給料の額（以下この項において「平成17年附則支給額」という。）」に、「定める額」を「定める額」（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年高知県条例第74号。以下この項において「平成21年職員改正条例」という。）、公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年高知県条例第75号。以下この項において「平成21年公立学校職員改正条例」という。）及び警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年高知県条例第76号。以下この項において「平成21年警察職員改正条例」という。）の施行の日において平成21年職員改正条例附則第2項第1号、平成21年公立学校職員改正条例附則第2項第1号又は平成21年警察職員改正条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員である者にあっては、切替日の前日において受けることとなる給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額と平成17年附則支給額との合計額（人事委員会の定める額の場合は、当該人事委員会の定める額のうち切替日の前日において受けることとなる給料月額に相当する額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額と当該人事委員会の定める額のうち平成17年附則支給額に相当する額との合計額）とし、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。